

大谷學報

第三十七卷 第一號

昭和三十二年六月二十日 發行

| | | |
|---------------|-------|------|
| 三願轉入の實踐的意義 | 稻葉秀賢 | (二) |
| 物狂の能について | 岩見護 | (五) |
| 宋拓集王聖教序について | 中田勇次郎 | (七) |
| ベルジャエフの倫理學 | 阿部行人 | (四) |
| 真宗教團における儀禮 | | |
| 特に法會について | 堅田修 | (五) |
| 虛妄分別の有無相 | 近藤徹稱 | (七) |
| 真宗同學會大會研究發表要旨 | | (八) |
| 新刊紹介 | (九) | (九) |
| 開講科目 | (九) | (九) |
| 卒業論文題目一覽 | (一〇) | (一〇) |

大 谷 大 學
大 谷 學 會

THE ANNUAL REPORT OF
RESEARCHES OF
THE OTANI UNIVERSITY

No. 8 (1955)

CONTENTS

- Charity, Faith, and Hope..... *Ichirai Fukuhara*
The Significance of the Satya-dvaya Theory as
the Position of the Madhyamika..... *Hōsai Yasui*
Tradition of Irregular Haiku..... *Yui-ichi Yamamoto*
A List of the "Sa-kuin" Words Found in Bandō
MSS of the Hyō-Gyō-Shin-Shō..... *Taka-aki Kataoka*

大谷大學研究年報 第八集

愛・信仰・希望..... 福原一來

中觀說の立場としての二二諦說..... 安井廣濟
〔三性說に對する清辨の論破の
解釋的研究〕

破調句の傳統..... 山本唯一

附錄

坂東本教行信證左訓集..... 濑岡孝昭

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHOLOGY AND CULTURAL SCIENCE)

CONTENTS

Articles :—

- | | | |
|---|-------|----------------------|
| The Practical Significance of <i>Sangan-tennyu</i> (三願轉入) | | <i>Shūken Inaba</i> |
| On the <i>Monogurui</i> Group of the No-Plays —With Special Reference to their Literary Aim and Effect | | <i>Mamoru Iwami</i> |
| On Some Old Rubbings of the Chinese Monument, “Chi-wang Shêng-chiaohsü (集王聖教序)” | | <i>Yûjirô Nakata</i> |
| Berdjaev on Ethics..... | | <i>Kôjin Abe</i> |
| On the Rites of the Shin Order, Especially on <i>Ho-e</i> (法會) | | <i>Osamu Katada</i> |
| On False Discriminations (abhuta-parikalpa)..... | | <i>Tesshô Kondô</i> |
| Annual Report of the Shinshû Dôgakukai | | |
| Book Reviews | | |
| Report | | |

大谷學會會則

第一條 本會を大谷學會と稱し、事務所を大谷大學内に置く。

第二條 本會は佛教學・哲學・史學・文學並びにこれに關連する諸般の研究及びその發表を目的とする。

第三條 本會の會員は大谷大學教職員・學生及び本會の趣旨に贊同する者とする。

第四條 本會は左の事業を行う

- 一、「大谷學報」(年四回)及び「大谷大學研究年報」を發行する
- 二、毎年春秋二回公開講演會を開く
- 三、隨時研究會を開催する
- 四、その他圖書の出版等必要な事業を行う

第五條 本會に左の役員を置く

- 一、會長 一名
- 二、理事 二名
- 三、委員 十名

第六條 役員の任務を左の通り定める

- 一、會長は本會を代表し、會務を統理する

第七條 役員の選出及任期を左の通り定める

- 一、會長は大谷大學々長がこれに當る
- 二、理事は大谷大學々務部長並びに庶務部長がこれに當る
- 三、委員は大谷大學教授・助教授の互選により、その任期は二年とする

第八條 會員は「大谷學報」及び「大谷大學研究年報」の配布を受け、本會主催の會合に出席する事が出来る

第九條 會員は會費として年額金五百圓を納めるものとする

第十條 本會則は大谷大學教授會の決議によらなければ變更する事が出来ない

附則 本會則は昭和二十七年四月一日から實施する

以上

二、理事は會長を補佐する

三、委員は編集・庶務・會計の事務を分掌する

第一條 本會を大谷學會と稱し、事務所を大谷大學内に置く。

第二條 本會は佛教學・哲學・史學・文學並びにこれに關連する諸般の研究

及びその發表を目的とする

第三條 本會の會員は大谷大學教職員・學生及び本會の趣旨に贊同する者とする。

第四條 本會は左の事業を行う

一、「大谷學報」(年四回)及び「大谷大學研究年報」を發行する

二、毎年春秋二回公開講演會を開く

三、隨時研究會を開催する

四、その他圖書の出版等必要な事業を行う

第五條 本會に左の役員を置く

一、會長 一名

二、理事 二名

三、委員 十名

第六條 役員の任務を左の通り定める

一、會長は本會を代表し、會務を統理する

大谷學會役員

會長 山口 益

理事 舟橋一哉 中島正賢

委員 稲葉秀賢 橫超慧日 坂本 弘
杉平顕智 世良壽男 多屋頼俊

名烟應順 野上俊靜 藤島達朗
山田亮賢

會計委員
補助委員 片桐昭雄
嘱託 吉田嘉一郎

昭和三十二年六月二十日發行

編集兼
發行者 野 上 優 靜

印刷者 西 村 七 兵 衛

京都市上京區小山上總町

發行所 大 谷 學 會

大谷大學內